

令和8年4月吉日

年中・年長園児保護者 様

新座市教育委員会教育支援課長

新座市就学相談の御案内

平素より、新座市の教育について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。お子様の小学校就学に向け、「新座市就学相談」の御案内をさせていただきます。

つきましては、下欄及び裏面からの資料をご参照いただき、相談を希望される場合は在籍の園や施設、新座市教育委員会教育支援課にお問い合わせください。

就学相談では、お子様の特性や障がいの状況から、どのような学びの場がよりお子様のニーズに合っているかを専門家の意見を交えながらお伝えさせていただきます。特別支援学級や特別支援学校への就学、通級指導教室への入室を考えている場合には、お申し込みが必要です。

《気になることやお問い合わせの例》

- ・物を見る時、極端に目を近づける。
- ・呼びかけに対して、気づかないことが多い。
- ・言葉がはっきりせず、聞き取りにくい。
- ・体が弱く、身体の発達が気になる。
- ・絵を描く、食事をするなどの動作がぎこちない。
- ・立つ、歩く、階段の昇降、椅子に腰掛けるときなどの動作がぎこちない。
- ・同年齢の子と比べ、発達に心配がある。
- ・じっとしていることが少なく、落ち着きがない。
- ・友達とのトラブルが多くて心配。
- ・障がいがある子には、どのような教育の場や支援があるのか知りたい。また、見学をすることはできるか。



©新座市 2010

*これらは、発達上の特性であり、よくある「気になること」の一例として掲載しております。必ずしも、障がい等に直結するものではありません。

【就学相談・特別支援教育についてのお問い合わせ】

新座市教育委員会 学校教育部 教育支援課 就学相談担当
住所 新座市野火止1-1-1 新座市役所第二庁舎2階

☎048-477-7142

就学相談フローチャート

小学校入学時のお子様の学びの場について、
どの学級で学ぶのがよいのか迷われていますか？
現時点での保護者の方の意向に一番近いものをお選びください。

迷っていない

- A：特別支援学校を希望
- B：特別支援学級を希望
- C：通級指導教室を希望
 - 難聴・言語障がい
 - 発達・情緒障がい
- D：通常の学級を希望
 - 小学校に子どもの特性や障がい等を伝えたい
- E：通常の学級を希望
 - 小学校に伝えたいことは特にない

迷っている

- F：特別支援学校を検討
- G：特別支援学級を検討
- H：通級指導教室を検討
 - 難聴・言語障がい
 - 発達・情緒障がい
- I：通常の学級を検討
 - 小学校に子どもの特性や障がい等を伝えたい

A・B・C 及び F・G・H の方

就学相談票等をご提出ください。

審議結果を保護者の方へ通知し、全ての資料を小学校へ情報提供します。

=提出物及び提出先=

- ①就学相談票(保護者記入用)
- ②発達検査の結果(コピー)または療育手帳の写し等
を教育支援課窓口にご提出ください。

D・I の方

情報提供用紙をご提出ください。

- ※ 小学校へ情報提供いたします。審議結果の通知はございません。
- ※ 情報提供の内容によっては教育委員会から連絡させていただきます。
- ※ 就学時健康診断時に教育相談を受けることをお勧めします。

=提出物及び提出先=

- ①就学に係る情報提供用紙(保護者記入用)
- ②添付したい資料等
を教育支援課窓口にご提出ください。

E の方

教育支援課へ提出する書類はありません。

新座市就学相談の流れ（未就学児保護者・園施設用）

※ 事前に就学相談フローチャートにて就学の意向を確認してください。

A・B・C・F・G・Hの方が就学相談の対象となります。

1 「就学相談票」または「就学に係る情報提供用紙」を教育支援課窓口
（新座市役所第二庁舎2階）へご提出ください。《締切6月5日(金)厳守》

(1) フローチャートの結果が A・B・C・F・G・Hの方

→ 「就学相談票」と「発達検査の結果（コピー）または療育手帳の写しも可」を提出
フローチャートの結果が D・Iの方

→ 「就学に係る情報提供用紙」を必要に応じて提出

※就学相談票は市のホームページから入手、もしくは各園・施設から受け取ってください。

※在籍の園や施設に、就学相談票を提出する旨を伝えてください。

※各種書類受付時に、確認など15分程度お時間をいただきます。ご了承ください。

※発達検査結果は、審議を進める際に客観的な資料として使用しております。

※検査結果は、3年以内のものをご提出ください。

※発達検査結果をお持ちでない方は、早めの受診をお勧めしております。

※発達検査結果をお持ちでない方は、今後の審議や結果の通知が遅くなる可能性があります。

※通級指導教室を希望される方は、発達検査の結果を必ず添付しお申し込みください。

(2) 保護者から就学相談票を受付後、教育支援課から在籍している園や施設へ
就学相談票（園・施設・学校記入用）の提出を依頼。

(3) 園・施設から就学相談票（園・施設・学校記入用）を教育支援課へ提出。

《最終締切6月15日(月)厳守》

※就学相談票は教育支援課のホームページからダウンロードしてください。

2 就学予定の小学校(指定校)の特別支援学級の見学の予約を入れる。

・特別支援学級の見学日が確定しましたら、市ホームページに掲載いたします。（5月中旬頃）

就学予定の小学校(指定校)の見学日を確認のうえ、教育支援課へ予約して下さい。

・県立特別支援学校へ就学を希望される方は、各学校のホームページを確認のうえ、

各特別支援学校へ直接見学予約をお申込み下さい。

※新座市では、県立特別支援学校へ就学を考えている場合は、「見学・体験等」を必須

とさせていただきますのでご注意ください。



3 就学に向けての面談（6月中旬～8月上旬）

- ・フローチャートの結果がB・C・G・Hの方は、親子面談を受けていただきます。
※面談実施日については、就学相談票提出時に調整させていただきます。
- ・フローチャートの結果がA・Fの方は、就学支援委員会の委員がお子さんの在籍している園や施設等を訪問し、お子様の日常の様子等を確認させていただきます。
- ・その他の方でも面談のご希望がある方はお申込み下さい。

就学時健康診断（10月頃）

- ・就学予定の小学校(指定校)にて、全ての新入学児童対象に行われます。
- ・必要に応じて入学後の学校生活等について、教育相談を受けることができます。
- ※フローチャートD・Iの方は、学校との相談をお勧めします。

4 教育支援課から保護者へ審議結果の通知（9月～11月頃）

- ・就学支援委員会の審議結果が出た方から、順次郵送で通知します。
※必要に応じて、審議結果を面談でお伝えする場合がございます。
- ※発達検査結果がない方は、通知が遅くなる可能性があります。

5 保護者からの回答書の提出をもって就学先決定（11月下旬まで）

- ・就学支援委員会の意見を参考にいただき、保護者の方が決められたご希望の就学先がお子様の最終の就学先となります。
- ・県立特別支援学校に就学を考えられている場合は、埼玉県へ就学申請書類を提出するため、期日までに申請書類を教育支援課へご提出下さい。（10月中旬ごろ）
※教育支援課から郵送された回答書は必ずご提出ください。
※回答書の内容により、必要に応じてご連絡させていただく場合もあります。
※一度決定された就学先を変更する場合は、12月中旬までにお願いします。
それ以降は学級編制の時期となるため、お受けできません。
※特別支援学校への入学は、2月初旬に県から送付される通知をもって決定となります。

各小学校・各特別支援学校入学説明会（1月下旬～2月上旬）

- ・就学先の入学説明会に参加します。
- ・必要に応じて入学後の学校生活について、各学校と情報共有してください。

6 新年度 入学式

- ・入学後の就学相談につきましては、各学校へご相談下さい。

